

平成 26 年度 山梨県障害者幸住条例の改正に係る
県政出張トーク実施報告概要(速報)

- 1 中北圏域（南アルプス市）
 - (1)日時 10月14日（火）午後1時30分から
 - (2)場所 南アルプス市健康福祉センター大会議室
（〒400-0292 南アルプス市飯野 2806-1 tel 055-283-3000）
 - (3)参加者数 31名
 - (4)県職員 保坂総括課長補佐、丸山

- 2 峡南圏域（市川三郷町）
 - (1)日時 10月17日（金）午後1時30分から
 - (2)場所 峡南圏域相談支援センター
（〒409-3244 市川三郷町岩間 438 tel 0556-32-1414）
 - (3)参加者数 46名
 - (4)県職員 保坂総括課長補佐、丸山

- 3 中北圏域（韮崎市）
 - (1)日時 10月23日（木）午後1時30分から
 - (2)場所 北巨摩合同庁舎101会議室
（〒407-0024 韮崎市本町 4-2-4 tel 0551-23-3051）
 - (3)参加者数 26名
 - (4)県職員 保坂総括課長補佐、丸山

- 4 富士東部圏域（富士吉田市）
 - (1)日時 10月25日（土）午後1時30分から
 - (2)場所 富士吉田市民会館
（〒403-0013 富士吉田市緑ヶ丘 2-5-23 tel 0555-23-3100）
 - (3)参加者数 51名
 - (4)県職員 平賀課長、丸山

- 5 峡東圏域（山梨市）
 - (1)日時 10月26日（日）午後1時30分から
 - (2)場所 山梨市地域交流センター
（〒405-0018 山梨市上神内川 1229-1 tel 0553-20-7010）
 - (3)参加者数 36名
 - (4)県職員 保坂総括課長補佐、丸山

参加者数は、障害当事者と支援者等を合わせた人数

差別だと感じたことに関する意見等の概要

1 建物・公共交通機関の利用

駅からタクシーに乗って、手帳を見せたら、いやな顔をされた。(知的障害)
就職斡旋機関に就職先の相談に行ったら、別のところへ行ってくれと言われた。(精神障害)

バスを利用するとき、迷惑な顔をされ、不自由な足をジロジロ見られる。(肢体不自由)

ノンステップバスを利用するためには、事前申込みが必要であるが、急用のため、たまたま来たノンステップバスに乗ろうとしたら、混んでないにも関わらず運転手から事前の申込みがないと言われた。(車いす使用者)

2 情報の提供

市町村等からのイベントの通知が、ぎりぎりに到着するので、参加したいと思っても支援が頼めないことがあった。(重度心身障害)

市町村等からの通知や資料等を点字でもらったことがない。(視覚障害)
通知の内容が難しい文字ばかりで分からない。(知的障害)

3 商品の販売、サービスの提供

お店に買い物に行っても、自分と話をせず、ヘルパーばかりに話をする。(重度心身障害)

市役所にサービス申請に行ったとき、親の希望ばかり聞いて、自分の希望を聞いてくれない。(精神障害)

銀行やガソリンスタンド、コンビニなどでカードを利用することが多いが、カードの申込みのとき、難しい言葉や話が細かくて分からなくなってしまう。簡単な言葉などで説明してほしい。(精神障害)

キャッシュコーナーの機械が使いづらい。(車いす使用者)

4 医療の提供

自分は徐々に視力を失ったが、ある病院の医師が、カルテを見て、「視力の低下が来るところまで来ている」と、がっかりさせるような言い方をされた。

治療を受けた後、この人に話してもしょうがないという感じで簡単な説明しかしてくれない。(聴覚障害)

自分はすでに成人であるが、医師や看護師が赤ちゃんに対して話すような話し方をしてくる。(重度心身障害)

5 教育の提供

小学校、中学校と普通学校に通ったが、いじめを受けた。支援学校（高等部）は、いじめなどなくてよかった。（知的障害の保護者）

中学校入学からクラスメイトから嫌がらせを受けたが、先生は対応してくれなかった。（知的障害）

大学在学中に精神障害となった。復学したが、卒業できなかった。（精神障害）

療育手帳がないということで支援学校に行けなかった。普通学校に行くにも、学校によって支援が違い、先生によって障害への理解に差がある。（発達障害の保護者）

6 労働及び雇用の促進

作業所に通っているが、勤務表がちよくちよく変わる。作業内容も紙に書いて、いくつも貼るから分からない。作業も無理がある場合がある。（精神障害）

職場に行っても、みんなの輪に入れない。無視された。（知的障害）

就職する前に、試用期間や実習期間などあるが、その間は交通費が支給されず、保険にも入れない。（支援者）

聴覚に障害があるので、就職情報等が入りにくい。また、就職しても会社に手話通訳者がいないので働けない。

職場で自分の障害をオープンにするか、クローズするか悩む。（精神障害）

7 福祉サービスの利用

支援学校に通う子どもに対する学童保育がない。市役所の子ども子育て会議でそのことを話すと、市職員から障害児のことは別と言われた。（発達障害の保護者）

保育所に入所したが、保育所に障害の知識が少なく、障害を分かってもらおう話し合いを持ったが、理解されない。（発達障害の保護者）

自分は必要ないと思っていたが、福祉サービスを強制的に受けさせられた。（精神障害）

障害のある子どものヘルパーを申し込んだが、自分が働いていないので、断られた。（発達障害の保護者）

8 不動産の取引

アパートを借りるため、不動産に行ったが、見学の時、「暴れない？」「大声を出さない？」とデリカシーのない聞き方で質問され、結局、入居を断られた。（精神障害）

公営住宅の現地説明会の時、自分が違うところを見ていたが、別のところで説明が始まっていた。また、申込用紙等の記載について何回も直しを言われて、何回も通った。(精神障害)

9 その他

障害があるということで、親戚の集まりや結婚式に呼ばれない。また、地域のお祭りにも連れて行ってもらえない。(知的障害)

地域の役員が順番で回ってくるが、自分は免除されそうになった。(聴覚障害)

車いすの娘と歩いていると、近所の人から「大変ですね」と言われる。自分も娘も大変だとはぜんぜん思っていない。(重症心身障害の保護者)

周りの人から、障害があるからあなたは子育てできない、と言われる。(精神障害)